



各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部改正について（通知）

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」（令和3年埼玉県教育委員会規則第11号）が令和3年3月30日に公布され、別紙のとおり令和3年4月1日に施行されることになりました。

改正の概要等は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

ボランティア休暇の対象範囲の拡大

（1）生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第七条第二項第二号に掲げる事業に関連する活動（アスポート事業）を加えた。（第12条第1項関係）

（2）資源の循環及び生活困窮者への支援を目的とする活動（フードドライブ）を加えた。（第12条第1項関係）

2 施行期日

令和3年4月1日

担 当：県立学校人事課学事担当 池田
電 話：048-830-6735

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二十四号ハ中「及びロ」を「からニまで」に改め、同号中ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第七条第二項第二号に掲げる事業に関連する活動

ニ 資源の循環及び生活困窮者への支援を目的とする次に掲げる活動

- (1) 個人又は法人その他の団体から提供可能な食料その他物資を集める活動
- (2) (1)の規定により集めた食料その他物資を生活困窮者や社会福祉施設等に配布する活動を行う団体が行う当該活動
- (3) 生活困窮家庭等の子供に食事を提供する活動を行う団体（こども応援ネットワーク埼玉（埼玉県福祉部少子政策課内に事務局を有することも応援ネットワーク埼玉をいう。）に登録する団体に限る。）が提供を受けた食料を活用して子供に食事を提供する活動

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

新

旧

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第一条（略） （特別休暇） 第十二条（略） 一、二十三（略） 二十四（略） イ・ロ（略） ハ、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第七条第二項第二号に掲げる事業に関連する活動 二、資源の循環及び生活困窮者への支援を目的とする次に掲げる活動 （1）個人又は法人その他の団体から提供可能な食料その他の物資を集める活動 （2）（1）の規定により集めた食料その他物資を生活困窮者や社会福祉施設等に配布する活動を行う団体が行う当該活動 （3）生活困窮家庭等の子供に食事を提供する活動を行う団体（こども応援ネットワーク埼玉（埼玉県福祉部少子政策課内に事務局を有することも応援ネットワーク埼玉をいう。）に登録する団体に限る。）が提供を受けた食料を活用して子供に食事を提供する活動 ホ、イからニまでに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 2・3（略） 第十三条（略） 別表第一（略）	学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第一条（略） （特別休暇） 第十二条（略） 一、二十三（略） 二十四（略） イ・ロ（略） （新設） （新設） ハ、イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 2・3（略） 第十三条（略） 別表第一（略）